



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 告示

- 1268 畑田池土地改良区の定款及び定款附属書役員選挙
規程の変更 (農村計画課)
- 1269 保安林予定森林 (森林整備課)
- 1270 漁業災害補償法による特定第2号漁業者の同意成立
の届出 (水産振興課)
- 1271 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 1272 " (")
- 1273 " (")

○ 選挙管理委員会告示

*87 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の
50分の1の数等

○ 海区漁業調整委員会告示

3 公聴会の開催

○ 公告

入札公告 (総務事務集中課)
" (教育委員会)

告 示

和歌山県告示第1268号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、畑田池土地改良区の定款及び定款附属書役員選挙規程変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成17年9月13日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1269号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年9月13日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡すさみ町佐本西栗垣内字上ミ地353の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1270号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の規定により、共済契約締結の申込み又は規約の設定について特定第2号漁業者の同意成立の届出があり、審査したところ適正であると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年9月13日

和歌山県知事 木村良樹

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区	区域	区分
湊浦船曳網加入区	湊浦漁業協同組合の地区	機船船びき網漁業及びまき網漁業(合計総トン数10トン以上の動力漁船により船曳網漁業を行う漁業及び無動力漁船を使用して営むまき網漁業を含む。)(平成元年和歌山県告示第607号において設定された法第104条第3号に掲げる漁業のうち湊浦漁業協同組合の地区に係る機船船びき網漁業及びまき網漁業(合計総トン数10トン以上の動力漁船により船曳網漁業を行う漁業及び無動力漁船を使用して営むまき網漁業を含む。))
勝浦2号一本釣加入区	勝浦漁業協同組合の地区	主として一本釣を営む漁業(平成元年和歌山県告示第671号において設定された法第104条第2号に掲げる漁業のうち勝浦漁業協同組合の地区に係る主として一本釣を営む漁業)

和歌山県告示第1271号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年9月13日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定年月日	道路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2839	御坊市湯川町 財部字畑ヶ田 736番1の一部	大阪市北区大 淀中一丁目1番 88号 積水ハウス株 式会社 代表取締役 和田勇	平成 17. 9. 5	6.00	69.78

和歌山県告示第1272号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年9月13日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定年月日	道路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2845	有田市星尾字 北筋211番の一 部	有田市糸我町 西558番地 株式会社南元 代表取締役 宮井俊行	平成 17. 9. 1	4.30	35.00

和歌山県告示第1273号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年9月13日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定年月日	道路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2847	新宮市三輪崎字 岡崎 1201番1の一部、 1204番の一部、 1204番1の一部、 水路	新宮市三輪崎 1265番地の2 久保義文	平成 17. 9. 5	6.00	64.00

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第87号

地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求並びに議会の解散の請求、知事の解職の請求、副知事、出納長、選挙管理委員若しくは

監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求及び議会の議員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による教育委員会の委員の解職の請求に必要な連署の数を次のとおり告示する。

平成17年和歌山県選挙管理委員会告示第70号(地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等)は廃止する。

平成17年9月13日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

- 地方自治法第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定による監査の請求における連署について必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数

17,312人

- 地方自治法第76条第1項の規定による議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定による知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定による副知事、出納長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による教育委員会の委員の解職の請求における連署について必要な選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

210,929人

- 地方自治法第80条第1項の規定による議会の議員の解職の請求における連署について必要な所属選挙区選挙権を有する者の総数の3分の1の数

和歌山市選挙区	104,998人
海南市選挙区	16,641人
橋本市選挙区	14,454人
有田市選挙区	8,979人
御坊市選挙区	7,242人
田辺市選挙区	23,011人
新宮市選挙区	8,762人
海草郡選挙区	3,434人
那賀郡選挙区	31,754人
伊都郡選挙区	12,672人
有田郡選挙区	14,064人
日高郡選挙区	16,084人
西牟婁郡選挙区	12,395人
東牟婁郡選挙区	14,038人

海区漁業調整委員会告示

和歌山海区漁業調整委員会告示第3号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

なお、漁場計画は、平成17年9月13日から9月20日まで当委員会事務局、県資源管理課及び関係振興局に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成17年9月13日

和歌山海区漁業調整委員会会長 嶋 洋 一

1 日時及び場所

平成17年9月20日(火)午後3時30分から

和歌山市雑賀屋町東ノ丁30

水産会館 4階大会議室

2 案件

和歌山海区における区画漁業の漁場計画について

3 公述等に関する問い合わせ先

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁内

和歌山海区漁業調整委員会事務局

電話 (073)432-4111 内線 3015

公 告

入 札 公 告

物品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

なお、この公告は、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける。

平成17年9月13日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入年度及び物品調達番号

平成17年度総集特例第3号

(2) 購入物品の名称及び数量

海水ろ過装置 1式

(3) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(4) 納入期限

平成18年2月17日(金)

(5) 納入場所

和歌山県水産研究所(仮称) 東牟婁郡串本町串本1557

-20

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する

要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「産業用機械器具」に登録されている者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課

(2) 期間

平成17年9月13日(火)から平成17年10月14日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く毎日午前9時から午後5時30分まで。

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課入札室

イ 入札日時

平成17年10月27日(木) 午前10時35分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成17年10月27日午前10時までに総務部総務管理局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に

相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

- (1) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (4) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課
郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
電話番号 073-441-2291
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 契約の締結における議会の議決の要否
否
- (5) 特定調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、調達手続の停止等があり得る。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Filter Equipment for Sea Water ; 1Unit
- (2) Time limit for tender : 10 : 35a.m. 27 October 2005
- (3) Contact point for the notice : Business Center
Division , General Affairs Department , Wakayama
Prefectural Government , 1-1 Komatsubara - dori,
Wakayama City , Japan 640-8585
TEL 073-441-2291

入札公告

平成17年度修委第1号和歌山県修学奨励金管理システム開発業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成17年9月13日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度及び事業番号
平成17年度修委第1号
- (2) 調達役務の名称及び数量
和歌山県修学奨励金管理システム開発業務委託 一式
- (3) 調達役務の仕様等
入札説明書による。
- (4) 納入場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課

<p>(5) 納入期限 平成18年3月31日(金)</p> <p>2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 情報システムの契約に係る競争入札参加有資格名簿の「システム分析・開発」の区分に登録されていること。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課</p> <p>(2) 日時 平成17年9月13日(火)から平成17年9月22日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで</p> <p>4 入札説明書を交付する場所及び日時等</p> <p>(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 場所 3の(1)に同じ。</p> <p>イ 日時 3の(2)に同じ。</p> <p>(2) (1)の規定により交付する入札説明書に関して質問のある者は、平成17年9月26日(月)午後4時までの間に和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。</p> <p>5 高校奨学金モデルシステム基本設計書等の閲覧場所及び日時等</p> <p>(1) 高校奨学金モデルシステム基本設計書等の閲覧場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 場所 3の(1)に同じ。</p> <p>イ 日時 3の(2)に同じ。</p> <p>(2) (1)の規定により閲覧する高校奨学金モデルシステム基本設計書等に関して質問のある者は、平成17年9月26日(月)午後4時までの間に和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。</p> <p>6 一般競争入札執行の場所及び日時等</p> <p>(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 教育会議室(東別館4階)</p>	<p>イ 入札日時 平成17年9月30日(金)午後2時から</p> <p>ウ 開札場所 アに同じ。</p> <p>エ 開札日時 イに同じ。</p> <p>(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱に基づく競争入札参加資格審査結果通知書の写しを持参することとする。</p> <p>7 入札方法 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。</p> <p>10 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。 なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のし</p>
---	--

た入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載する
とおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県教育庁生涯学習局生涯学
習課の職員が立ち合うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基
づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込
みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あると
きは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定
するものとする。この場合において、当該入札者のうち開
札に立ち合わない者又はくじを引かない者があるときは、
この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教
育庁生涯学習局生涯学習課の職員にくじを引かせるもの
とする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がな
いときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、
入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及
び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3663

(F A X 073-441-3724)

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通
貨は、日本語及び日本国通貨とする。